	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族の数 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の 配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の 配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の 配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の 配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

^{※ 「}収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。 あくまで目安であり、実際は給与所得控除や 医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

[※] 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養 親族(里親などに委託されている児童 や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。) 並びに扶養親族等でない児 童で前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの数をいいます。 扶養親族等の数に応じて、限度 額(所得額ベース)は、1 人につき 38 万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70 歳以上の者に限ります。) 又は老人扶養親族であるときは 44 万円)を加算した額となります。